

START Box 稽古場 使用規約

8 歴文ア活第 127 号

令和 8 年 6 月 4 日

（総則）

第 1 条 この規約は、START Box 設置要綱に規定し、アーツカウンシル東京 活動支援部長（以下「管理者」という。）が運営・管理する START Box（以下「施設」という。）の稽古場の使用について定めます。本施設を使用する際には、本規約の内容を十分に理解し、これを遵守してください。

（使用時間）

第 2 条 施設の使用時間（入退室）は、午前 10 時から午後 10 時までとします。必ず午後 10 時までに完全退出してください。

2 大きな声・音や振動が発生する使用は午後 8 時までとします。

（休室日）

第 3 条 施設の休室日は年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）です。ただし、特に必要があると認めるときは、臨時に休室日を設けることがあります。

（駐車・駐輪）

第 4 条 施設に自動車の駐車スペース、自転車置場はございません。民間の駐車場・駐輪場を利用してください。

（禁止事項）

第 5 条 消防法に定める危険物品及び施設管理上不適切であると認められる物品等の持ち込み並びに裸火の使用は原則禁止とします。ただし、制作上やむを得ない場合は、予め管理者に相談してください。

2 敷地内での喫煙は禁止です。

3 トイレや流しの配管を詰まらせたり、腐食させたりする恐れのあるものを流さないでください。また、壁や床、その他机、椅子等の什器等設備について、傷、破損、汚れ等に十分ご注意ください。

4 施設・設備・備品に対し通常の使用による消耗を超える損傷を与える行為を行うことはできません。

5 営利を目的とする物品販売等、金銭の授受を行うことはできません。

6 住宅共用部において、展示発表行為・稽古・物品を設置、陳列及び放置することはできません。

- 7 非常口・避難経路及び防火扉の付近には、物を置かないでください。
- 8 匂い移り又は汚損の恐れのある食事及び作品制作に必要な場合を除いて電磁調理器等を使用することはできません。別途、管理者により施設に対し飲食を制限する場合は、その指示に従うこと。
- 9 交流スペースでは、長時間の会議等での占有はできません。
- 10 施設外での作品制作、稽古などの活動はできません。
- 11 いかなる場合も施設付近の路上で滞留しての談笑、談話、ミーティング等はありません。

(近隣の住民や他の使用者への配慮)

第6条 近隣の住民に配慮し、利用時のにおい、音漏れ、振動等については、十分注意してください。近隣住民等から騒音等に関する苦情が寄せられた場合は、施設利用に伴い発生する音の低減等をお願いする場合があります。その際は管理人の指示に従ってください。

- 2 他の使用者の制作に配慮するとともに、交流スペース等を活用して良好なコミュニケーションを図るなど、全ての使用者が快適に本施設を使用できるようにしてください。

(届け出)

第7条 取材等で部外者の立ち入りを必要とする場合は、必ず事前に管理者に届け出をしてください。また、その部外者も本規約を遵守していただきます。

- 2 施設使用者以外との共同作業等を開催する場合は、必ず事前に管理者に相談してください。内容により応じられない場合があります。

(ごみの処分)

第8条 使用に際して発生したごみ(粗大ごみ等は除く)は、別途管理者が定めるルールに従ってください。

なお、粗大ごみ等の特殊なごみについては、使用者側での処分をお願いいたします。

(搬入・搬出・集荷・撤収)

第9条 制作に必要な機材等の物品については、管理者が承認した期間内に搬出入を完了させてください。

なお、搬出入の際は、制作物や制作における機材等のサイズには十分ご注意ください(間口は募集要項を参照)。

- 2 使用期間満了に伴う撤収の際は、午後10時までに完全退室してください。
- 3 搬出入作業は10時~20時の間に行ってください。又、一時駐車スペースでの作業は荷下ろしのみとし、いかなる場合も駐車を行わないでください。
- 4 搬出入時における施設の壁や床等の傷、破損、汚れ等には十分注意して行ってください。

(その他注意事項)

第10条 本施設の使用にあたっては、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令にのっとり、感染防止のため手指の消毒設備の設置や施設の換気など、十分な対策を講じてください。

- 2 本施設の利用にあたっては、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等の防止に十分にご留意ください。
- 3 本施設について、見学者や関係者等が訪問する場合があります。事前にお知らせいたしますので、ご了承ください。また、広報へのご協力をお願いする場合があります。
- 4 使用承認された期間の最終日は、使用したスペースを使用者本人が清掃し、以後の者が快適に使用できるようスペースの環境を保全してください。

(罰則及び賠償)

第11条 本規約の各条項に違反した場合、使用の停止、使用承認の取り消し並びに本施設や他の使用者及び来訪者が受けた損害の賠償を求めることがあります。

- 2 使用者の責めに帰すべき事由により、施設の使用中に発生した人的・物的損害は、使用者がその賠償責任を負うものとします。

(免責事項)

第12条 不測の事故、天災地変及び官公署の命令・指導などにより、本施設の使用が不可能な事態が生じた場合、使用料金の返却をもってその補償とし、それ以上の損害につき一切責任を負わないものとします。但し、管理者に故意または重大な過失がある場合はこの限りではないものとします。

- 2 施設内での盗難、紛失、事故や怪我等については、管理者は一切の責任を負わないものとします。
- 3 他の使用者とのトラブルについては、当事者同士で話し合っ解決してください。

(災害時)

第13条 災害発生の際は、各自で避難してください。この際、施設の位置する区のウェブサイト等で帰宅困難者受入施設を確認してください。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和8年6月10日から施行する。